

令和8年第1回定例会議事日程（第3号）

令和8年3月17日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

新保祐介 議員

向野倍吉 議員

太田文則 議員

岸本加代子 議員

令和8年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和8年3月17日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月17日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡
 5番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	子育て健康課長 吉富あいあいセンター所長	梅林 正典
副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	守口 元子
未来まちづくり課長 危機管理室長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	南 博己	会 計 管 理 者 検査会計室長	奥本 恭子
税 務 課 長 ふるさと納税推進室長	岩井 保子	吉富保育園長 吉富幼稚園長	高尾 広篤
福祉保険課長	友田 哲也		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中家 立雄
書 記	川端 晃輔

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、矢岡議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿い、質問箇所を明確にしてください。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するようにお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要件を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保祐介です。通告に従い一般質問を行います。

質問1、空き家対策の方向性と町の体温を守る視点についてお伺いいたします。

夜、町を歩くと、明かりのついていない家が増えてきたなど感じます。人の気配がある町には安心感があり、明かりがつき生活音がある、それが町の体温ではないかと思えます。

空き家対策は町の法制度に基づく政策ではありますが、その運用と方向性は自治体に委ねられており、町の暮らしの安心や将来の人口構造に直結する政策であると考えます。本町の空き家対策がどのような目的・方向性の下で整理されているのか、以下についてお伺いします。

（1）空き家バンクの取組と進捗について。

現在の空き家バンク登録件数、登録物件の成約率及び成約期間を教えてくださいませんか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

空き家バンクの登録制度は平成28年7月に制定し、現在までの延べ物件登録数は、空き家が33件、空き地が6件の計39件で、そのうち所有者が不動産会社へ売却するなどの理由で登録を取り消された者が6件、賃貸契約が7件、売買契約が13件で、合計20件の契約が成立し、

登録物件の成約率は51%と登録された物件の半数ほどが成約されている状況でございます。

また、成約までの期間につきましては最短で1週間、最長でも5年ほどで、平均すると4か月ぐらいでの成約が多いようにございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。ここから読み取れるのは、物件数としても33件の土地が6件ということではあるんですけども、成約率は悪くないのかなという気はしますが、ただこれ一応平成28年から始まっているんじゃないかなと思っておったんですけども、それを考えれば10年という年数になってくるんですけども、その割にはまだまだちょっと登録数は少ないんじゃないかなという気はいたしております。

実際、今そういった経過がたってきますけれども、まだまだ契約の率は増えていったりとかしていかなきゃいけないんですけども、令和5年のときに多分お調べになっていると思うんですけども、調べた結果A判定・B判定・C判定・D判定といろいろあったと思うんですけども、A判定がB判定に落ちたりとか、B判定がC判定に落ちたりとか、C判定がD判定になったりとかってというようなことで、どんどん劣化していくような気がいたしますが、空き家っていうものは基本的には使われていなければどんどん劣化しますし、年数がたてばたつほど状態が悪くなるんじゃないかなというふうな気がいたします。

なので、今現状そうやって一、二年たつて劣化しているとか、何かそういうふうに格下げになりましたよとあって、そういった物件がありましたら、今件数が分かれば教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 以前にも御説明差し上げましたが、令和5年度に実施した空き家実態調査では、空き家と判定した物件数は233件でありました。A判定として現状のまま利用できる空き家が60件、B判定として一部手を入れれば利用できる空き家が101件、C判定として現状のままでは利用が困難な空き家が51件、D判定として利用不可能な空き家が21件ありました。

議員が言われるように、空き家をこのまま利活用しなければ、A判定やB判定だった家屋が、数年後にはB判定やC判定になる家屋もあると予想することができます。

しかし、判定方法につきましては、目視で分かるものであればよいのですが、やはり専門家による調査が必要となりますので、はっきりとした経年変化の把握や分析はできてはございません。

また、調査時点ではどなたかが住んでいた家屋、それにつきましても、引っ越しやその方が亡くなったりして空き家になるケースもございます。そういった空き家も老朽危険空き家として解

体工事を行った事例もございますので、今後も数年に1回程度の実態調査の実施を計画していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 継続してその年数がたっていたことによる経年劣化というもので判定が変わっていくのであれば、続けていってほしいなというふうに思いますが、これって時間とともに失われていくもの、ぶっちゃけ、——言葉が悪いですけど、ごめんなさい。空き家、空き地、そういった含めて、これって吉富町の貴重な資産であり財産なのかなというふうなことだと思うんですけども、今回その空き家バンク登録がなかなか増えていかないということではあると思うんですけども、そういった登録件数を増加、いわゆる向けたそういう取組があれば教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

まず、今までの取組としましては、広報への掲載や本町の固定資産税の納付通知書送付時に、空き家の適正管理や空き家関連の補助金についてのチラシを作成し、それを同封して皆様への周知へ行き、登録件数の増加に向けた取組を行ってまいりました。

令和7年度は、福岡県空き家活用サポートセンター、通称イエカツと言いますが、そちらのお力添えをいただき、10月に専門員をお招きして豊前市と合同での空き家・住まいの終活無料相談会を実施して、空き家の売却、賃貸や相続、利活用などの御相談をお受けし、空き家バンク登録件数の増加を図っております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。そういったいろんな取組も進めておるようなんですけれども、この福岡県空き家活用サポートセンターっていうのは、連携によって相談会を実施されたということでもありますけれども、その際に新たに相談物件が増えた。相談物件があったとか、またそれが相談実施になって空き家バンクの登録につながったというようなことはございますでしょうか。何件か分かれば教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 10月に実施いたしました空き家・住まいの終活無料相談会につきましては、先着申込みでの事前予約制としておりましたが、全相談件数としましては7件、そのうち吉富町の方の相談件数は2件でございました。

その相談者が実際に空き家バンクへの登録につながったのかは、今のところございません。今

後もイエカツと協力して、このような相談会を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。そういったことで一つ一つ進めていただくことが重要かとは思いますが、一つちょっと改めてお伺いしたいんですけども、この本町の空き家対策に関わる施策の目的というのを、改めてお聞かせ願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

吉富町の空き家対策に係る施策の目的といたしましては、家屋の所有者が管理できないことによる雑草、樹木の繁茂や害虫や狸、野良猫といった動物の住みかになってしまうなどの課題があり、空き家を空き家のまま放置させないという課題を解消することで良好な生活環境の保全と新しい居住者、併せて子どもたちを町に迎え入れることによる地域の活性化、コミュニティーの創造を図ることを目的と考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） なるほど、はい、分かりました。これというのは、その空き家対策って考え方にもよるんですけども、町が管理してそういう古い建物とかを何とかしようということなのか、または人口の構造、地域コミュニティーを関係を増やしていくために、定住・移住してくる人を増やそうということでもあると思うんですけども、本町としてはその空き家を減らすということなのか、それとも活用して人を呼び込みたいのかっていうこと、その辺どちらにやっているのかなというのが何とかちょっと曖昧だったりするんですけども、その辺ってどういうふうになっているかお聞かせ願えますか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 町としましては、空き家を単に減らすということではなく、利活用が可能なものについては空き家バンクなどを通じて活用を進めながら、先ほど申し上げた生活環境の保全と地域の活性化の両面から空き家対策を進め、住民の皆様が安心して暮らせる環境づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。両方やるということであると思うんですけども、生活の保全と利活用という両面ですけども、今回お伺いしたいのは、本町ではまち・ひと・しごと総合戦略の中で新しい人の流れをつくるという目標を掲げておりますが、この

流れでちょっと次の質問に参りますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略の整合についてなんですけれども、そこに掲載されているのが新しい人の流れをつくるという目標において、空き家の活用はどのように位置づけられているかというのを、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

空き家を活用することで、新しく移住してこられる方や若者世帯を呼び込み、移住を希望される方に対し、きっかけづくりとして空き家を求めやすい形で提供する仕組みとしての空き家バンクを展開することで、新しい人の流れをつくるという目標達成に寄与するものと考えております。以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） なるべく人を呼び込みたいということではありますけれども、ここに書かれたK P Iとして空き家バンクの契約成立件数というのが示されておったんですけれども、その達成に向けたロードマップというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の2、新しい人の流れをつくるそのための取組と重要業績評価指標として、大都市圏から地方へ移住・転職するU I Jターンの促進で、空き家バンク契約成立件数の累計を、基準であります令和5年度の17件から令和11年度の目標として43件としております。

目標達成に向けたロードマップとしましては、令和6年度の成約件数が3件であったことから、令和7年度3件、8年度4件、9年度5件、10年度6件と次年度の成約件数を1件ずつ増やしていき、最終的には令和11年度の成約件数を6件にすることを目標として設定したものでございます。

令和7年度の進捗状況としましては、目標を3件としていたにもかかわらず、現在の成約件数ゼロ件という結果でありましたので、なかなか厳しい状況であると考えております。

現在の成約件数20件から令和11年度までの残り4年間で23件を成約するためには、まず登録件数を増やす必要がございます。これまでの成約率が約50%、平均成約期間が約4か月ということから、令和11年11月までに46件の登録が必要となり、現在募集中の空き家が12件ありますので、残り34件の登録が最低でも必要ということになります。

ということは、1年間で8件以上の登録が求められますが、今後登録件数を増やすためには、現状を打破する対策を考えなければなりません。

現在、町では町民の皆様の暮らしを第一と考え、空き家バンク制度の周知をするだけでなく、

登録制度の緩和や補助金制度の見直しといった根本的な制度の見直しを行っていく必要があると考えており、家財処分に対する支援や補助制度の周知、空き家相談等に関する総合窓口の設置について検討し、近隣の移住・定住が活発な地域の制度を参考にしながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ロードマップ、K P Iの話になりますけれども、ちょっとなかなか令和7年ゼロ件という結果で出ていますけど、その後残りの件数を増やしていくためには、かなりの努力が必要なのかなという気がいたします。

数値は修正はいくらでもできると思うんで、別にそこは説いているわけではないんですけど、今回一番お伺いしたいのは、その制度の見直しもそうなんですけれども、次の質問にございます所有者の心理への対応についてはではないのかなという気がいたします。

売却や活用が進まない要因については、所有者が登録をしたがらない心理的な側面や、たまに帰ってくるからまだ持っていたいとか、もしかしたら子どもたちがなどの淡い期待でまだ持っていたらいい方とか、遺品の整理、相続の問題など様々考えられますけれども、実務的な課題をどのように検証・整理をされているのかお伺いしたいです。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

売却や活用が進まない要因についてですが、空き家バンクへの相談があっても、なかなか登録まで進まないということが実際多くありますので、議員のおっしゃられたとおり、所有者の方の心理的な事情により登録件数が伸び悩んでいることは事実であり、相続がなかなか進まないという問題、家財処分や清掃に係る費用の問題や解体費用についての補助に関する不安、相手の方とうまく交渉できるのだろうかといった不安な気持ちを抱えていることが考えられます。

また、令和5年度に実施いたしましたアンケート調査にも、町に期待する対策や支援の項目において、家財処分に対する支援や補助を求める回答、空き家に関する総合的な総合窓口の設置を求めるという回答が多くありました。

このような問題を解決するために、適切に相談先の案内をするための情報収集や、空き家所有者が空き家バンクに登録をしたくなるような支援制度の構築が課題であると考えております。

また、令和5年度に実施した空き家実態調査の結果としまして、先ほども申し上げましたが、空き家233軒のうち前面道路の幅員や間口の状況、駐車場スペースなどの理由から利活用が見込めない空き家が185軒ほどありましたので、空き家バンクへの登録も難しく、いずれは解体を考えているが解体費用の負担が大きいという理由や、老朽危険空き家に該当しないため、補助

金は対象外という理由で解体をちゅうちょしてしまっている方も多くいらっしゃると思いますので、このように利活用が難しい空き家を所有している方への対策も課題であると考えております。

町としましては、町民の幸せが一番のまちづくりということを目指し、住民一人一人の不安や悩みに寄り添った支援ができる取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 御説明ありがとうございます。ということは、大きなところで言うところの費用のところがたり、間口が狭いなどの理由でなかなか登録ができないというようなこともあるんですけども、もう一つこの地域、この周辺なのかあれですけども、ならではの話で言いますと、仏様とか御先祖様がいて家を渡したくないとかっていうようなことの話もお伺いしたりするんですけども、そういう仏壇問題とかそういったことは避けて通れないのかなという気がしますが、そういったことについて、それをどかせばもしかしたら「いや、もういいよ、家だったらそういうふうにしてくれればいいよ」とか、いろんなことが出てくるんじゃないかなと思うんですけど、そういったアイデアというのは何かありますか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

仏壇や御先祖様への祈りというものが、多くの方々にとって大変尊いものであると認識しております。そのため、空き家の利活用を推進する上で、このような問題が障壁となっていることは非常に重要であり、難しい問題、課題だと捉えております。

具体的なアイデアといたしましては、あまり持ち合わせはしておりませんが、仏壇の移設支援制度の整備や仏壇保管施設の提供、空き家バンク利用者への啓発活動等の取組を通じて、空き家バンクへの登録を進める際の障壁を緩和し、多くの方が安心して空き家を登録できる環境を整備してまいりたいと考えております。

また、仏壇やお墓などに宿っている個人の魂を僧侶の読経により抜き取る魂抜きという仏教での儀式はありますが、先祖代々の供養をお願いしている菩提寺に依頼することが望ましいとされているようですが、異なる宗派のお寺でも対応できる場所もあるようですので、このような案内もさせていただいておりますが、魂を抜き取ることへの抵抗もあるようにございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） なかなかその辺の宗教的な話になってくると、かなり難しいところではございますけれども、そういったところで空き家というものに対して御理解をいただく上での方法論を、いろいろお伝えしていただきながら、御納得していただける軒数が増えていく

ことを願っております。

次のちょっと質問に参りますけれども、ほかのいろんな結果が課題、整理ができているということであれば、この結果に施策に対して反映しているのか、例えばその空き家バンクに対していろんな補助金制度とかがあってということがいろいろあると思うんですけど、そういった具体的なことをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 町では、空き家バンクを利用される方に対する補助金制度としまして、二種類の補助金制度を設けております。

一つは、20万円以上の空き家改修工事にかかった費用の2分の1に対して、最大50万円までを交付する制度と、もう一つは10万円以上の家財処分や清掃にかかった費用の2分の1に対して、最大10万円を補助するという制度です。こちらの制度につきましては、要綱上、物件の登録者のみならず、物件購入者も補助金を活用できる制度となっております。

また、空き家バンクを通じて空き家活用を円滑にするために、不動産会社と協定を結び物件登録者と空き家を活用したい方の仲介を行っていただく仕組みを整備することにより、トラブルを防ぎスムーズな交渉や契約ができるようにしております。

特に、空き家所有者の方が遠方にお住まいの場合につきましても、所有者の方の負担を軽減するために、最寄りの不動産会社と連携し空き家バンクへの登録を促しているところでございます。

さらに、福岡県の空き家サポートセンターとの連携により、司法書士や不動産会社などの専門家の意見を直接聞くことができる無料相談会を開催し、空き家に関するお悩みや疑問を気軽に御相談できる場を設けております。

また、補助金制度のさらなる活用促進を図るために、制度の要綱見直しを進めているところでございます。今後も町の実情に沿ったより利用しやすい制度とするために必要な改善を行ってまいります。

また、もう一つ、空き家バンクには登録できない、利活用できないような家屋について、ここ最近の例といたしまして、昭和区で老朽危険空き家となっている家屋がありまして、近隣の方からも御心配のお声をいただき、町もすぐに現地に赴き確認いたしました。

すぐにでも解体工事が必要な家屋でありましたが、所有者の方が関東のほうにお住まいで、なかなか御連絡がつかない状況でしたが、何度かの連絡をするうちに状況も御理解いただき、早急に解体工事に着手していただけたので、家屋の倒壊の心配も解消されました。

また、土屋地区にも同様に倒壊寸前の家屋があり、所有者の方の御理解をいただき、すぐに解体工事に着手することができました。

以上のような実例が今年度ございましたので、御紹介いたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そうしましたら、今後の工程について伺いたします。

空き家対策の方向性についてK P Iでも数値が求められているものはありましたけれども、今後どのような工程で整理・検討を進めているのか教えていただけますか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

空き家バンク制度は、空き家を空き家のまま放置させず住民の生活環境を守るという面においても、移住・定住を促進し、人口を増やすことにより町の活性化を図るという面においても大変重要な制度でありますので、着実な目標達成に向けた整理検討が必要となります。

まずは、現状分析を行い、課題やニーズを明確にいたします。その方法といたしましては、令和5年度に実施しました空き家実態調査やアンケート結果を分析し、意見の集約をすることで求められる対策や支援の洗い出しを行います。

次に、目標を達成するための制度の構築を行います。他自治体の空き家バンク制度を調査し、成功している自治体への視察を行い、より魅力的な制度を提案していきたいと考えております。

現在検討しているところでは、家財処分に関しましては処分費用の補助だけではなく、SDG sの観点からリユース品を回収し、地域に循環させる事業の提案を全庁的に計画できたらとモデル事業を調べているところでございます。

また、先ほども申しましたとおり、解体をちゅうちょしている方も多数いらっしゃると思っております。空き家は解体することで空き地として空き地バンクへの登録を促すことができますので、空き家の利活用だけではなく、解体における支援についても着目し、例えば空き家解体後の固定資産税増額分に対する補助など、新たな制度の構築を検討し柔軟に対応していきたいと考えております。

また、制度の周知につきましても、前例踏襲することなく空き家バンクにかかわらず、定順に関する総合的な制度や支援について他方面からアピールできるような見せ方の工夫が課題であると感じておりますので、関連する業務の担当課と積極的に連携し、町の特性としてPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 未来まちづくり課から、現在進めております都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画に関する部分でのお答えをいたします。

都市計画マスタープランは、町の全体の将来像というものを示すもので、その中では居住環境

の維持向上に向けた空き家対策という視点も位置づける方向です。

適正な管理推進では、管理不全な空き家に対する指導・助言等、また空き家等対策計画の検討、利活用の促進では空き家バンクの利用、リノベーション等の促進、発生抑制の視点では適切な相続・管理に向けた普及啓発、空き家解体後の跡地の利活用を計画に盛り込む方針です。

また一方、立地適正化計画では、特に居住誘導区域というところに焦点を当て、空き家対策を誘導施策として位置づけたいと考えております。

居住誘導区域における空き家の利活用においては、区域内の空き家を住み替え先として活用することで、区域内の人口密度の維持等を図り、連坦住宅地の低利用や未利用土地は地権者の利用動機が乏しく、立地適正化計画の策定によりこういった課題の解決、土地再生特別法の制度の範囲での行政の能動的な働きかけというところも可能となるようですので、こういった視点での取組についても、空き家の改善というところで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 非常に幅広い形での考え方、住民課だけではなく、皆さんのいろんな課でそういったアイデアを取り出していただいて、新たな町のよき方向、空き家というのを負の財産ということではなく、稼ぐ財産へと転換していただいて、新たな町を魅力的なある町にしていきたいなと思っております。

SDGsを掲げている町なので、そういったものをきっちりやっていたらなと思います。これは以上になります。

続いては、2つ目の質問に参ります。

自転車の交通問題についてお伺いたします。

近年、自転車に関する交通規制の厳格化が進み、2026年の4月からは青切符制度が導入されるなど、自転車は軽車両としての責任がより明確になってきています。事故の状況によっては、家庭や保護者にも影響が及ぶ可能性があると言われております。

実際に、国内で自転車事故において子ども側の過失が100%と認定され、保護者が高額な賠償責任を負った例や、神戸地方裁判所の判例では、小学生の自転車事故において、保護者に約9,500万円の賠償が命じられたという事例もございます。

つまり、子どもが守られるというだけではなく、交通の主体として責任を取られる場面もあり得る時代になってきていると言えます。そのため、子どもだけを対象にした指導にとどまらず、子どもを支える保護者や地域の大人世代へ理解促進をしていくことが重要ではないかと考えます。

そこで、以下についてお伺いたします。自転車の青切符制度について、制度の変更や事故時の責任構造を保護者や家庭側がどの程度理解しているかということは認識していますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 御質問の自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の対象は16歳以上ではございますが、制度の開始については令和7年11月の県の義務教育課長通知を受け、県警作成の啓発チラシや自転車ルールブックを活用した学級での指導を実施しております。

小学校では、そのチラシを家庭に持ち帰りまして保護者と話し合うように指導し、中学校では、全保護者に対しデジタル配信により周知を行っております。保護者全体の理解度を数値的に把握しているものではございませんが、学校を通じた情報提供により、一定の周知は図られているものと認識をしております。

また、例年の交通安全教育としまして、小学校では小学校の校庭に交差点や横断歩道を白線で描くなどして、安全教室を実施しております。

また、中学校におきましては、5月に自転車通学の安全確保を目的とした豊前警察署による交通安全全般の実技や講習会を実施するとともに、9月の2学期開始時には生徒会を主体としまして自転車マナーアップ宣言に取り組み、教職員による見守り活動を併せて交通安全の意識の向上を図っているところです。

今後につきましても、こうした機会を活用しながら自転車に関する交通ルール、青色切符制度の周知に努めるとともに、思わぬ事故を起こしてしまったようなときには、福岡県では自転車条例によりまして県内で自転車を利用する全ての人に自転車賠償保険への加入が義務づけられているということにつきましても、学校・家庭・警察及び町関係機関と連携をしながら、児童生徒の交通安全意識の向上と安全確保制度の理解の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 様々な取組を今も進めていらっしゃるということであるので安心しました。

吉富町は、令和5年の8月ですかね、こどもまんなか応援サポーターを宣言して、町と地域が力を合わせて子どもを育てていくというまちづくりを進めていると思うんですけども、こどもまんなかのまちづくりとは、子どもを対象にした政策だけではなく、それを支える大人や地域の関わりによって成り立つものではないかと私は考えます。

そこで、ちょっと次の質問になりますが、子どもだけを対象とした交通安全の教育では十分とはちょっと言えないんですけども、保護者や家庭側の対象にした制度の理解や、安全意识向上のための学習機会を設けるという考えはございませんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 児童生徒の指導のみならず、家庭におけるルールづくりや安全意识

の共有は重要であると認識をしております。そのため、先ほどお答えしましたように、学校における交通安全指導の機会を通じた保護者への通知に加えまして、PTA総会など保護者が集まる機会を利用し、制度の周知や交通安全に関する啓発を行っていきたいと考えております。

また、青少年育成町民会議の総会など、子どもたちを見守る地域の皆様が集まる機会なども活用しまして、学校外の場面におきましても周知を図り、地域全体で児童生徒を見守る意識の醸成にもつなげていきたいと考えております。

今後もそのような機会を捉えた制度の周知と、御家庭での指導の大切さについてお伝えしながら、こどもまんなか宣言の吉富町において、地域全体の交通安全意識の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。ちょっと僕も詳しくなかったんですけど、吉富町の小学校とか中学校は、以前、昔ちょっと自転車に乗るためには許可証が必要だったりとか、実技や筆記の試験があったというのは昔のことが、そうって自転車の教育があったというふうにしてもお伺いしていますけれども、実際私の田舎ではそんなことがなかったので、ああ、すごい礎、交通安全ということに対する意識というのは高い町なんだなというふうに非常に思っております。

そうは言っても、4月から現行のルールはいろいろ変わるので、例えば河川敷を使って子どもだけでなく保護者、ドライバー世代を含めた世代横断型の交通安全の教育場として、空いたところをうまく活用していくというのは、してはいかがでしょうかというお考え、見解をお伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 交通安全啓発という視点からお答えをします。

自転車の交通違反への交通反則通告制度導入を踏まえ、自転車安全運転向上を図るため、自転車交通に関する正しい知識、交通安全に関する周知について広報4月号で掲載をします。

また、交通安全の観点では、先ほど答弁にございましたが、警察署の交通課、それから駐在署員による入学説明会、小学4年生を対象とする交通安全教室、また高齢者を対象とした自治会やサロンの防犯教室の際に、新たに8年度からは自転車の青切符に関する講習を含め依頼する計画であります。

同一世代を縦断する交通安全講習と複数世代を対象とする横断型での講習では、注意喚起する全体像や特徴が異なり、講習方法の設定等が難しいという観点から、それぞれ世代の講習の中で子どもや高齢者の目線、運転席の視点などを盛り込む内容で依頼実施したいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 本年11月に山国川河川敷で開催された産業祭の際には、豊前警察署の御協力により山国川緑地多目的広場で交通安全イベントが実施をされております。

この広場では、路面に横断歩道や停止線、交差点表示等を設けており、お子さんが保護者と一緒に基本的な交通ルールを学び、安全に練習できる場として活用できるものと考えております。

特に、自転車に乗り始めたお子さんが保護者と一緒に安全に自転車の練習をできる場所として、有効な施設であると認識しております。

一方で、信号機や各種交通標識などを備えた専門的な交通安全施設ではないことから、大人を対象にした本格的な交通安全教室を実施するには、一定の制約があると考えております。

今後は、交通安全を所管する未来まちづくり課や警察とも連携をしながら、子どもと保護者を対象とした自転車の乗り方教室など、この施設の特性を生かした現実的な活用方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 承知いたしました。

では、ちょっと最後ちょっと時間もないんですけども、子どもの視点からなかなかドライブ運転ということになって、自分で運転ということはできないんですけども、そういった子どもの視点をちょっと変えて、車を実際に運転できるようなシミュレーション、いわゆるそういうドライブシミュレーターみたいなのを、例えば警察と連携してそういったことを借りたりとか、体験型で有効的な学習機械の導入というのはいかならないかなということで、見解をお伺いしたいです。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 交通安全啓発という視点でお答えします。

近年、福岡県内の交通事故は減少傾向で推移している中、全事故に占める自転車関連事故の構成比、自転車と歩行者の事故は横ばいで推移しており、高校生など10代の割合が最多で全体の約3割を占めているようです。

VRゴーグルシミュレーターを活用した交通安全教室では、一般社団法人日本交通安全教育普及協会が所管する交通安全シミュレーターによる体験型の歩行者や自転車、自動車運転での危険予測や安全確認の重要性を、子どもや高齢者を対象に幅広く運用実施されているようです。

児童生徒を対象とした交通安全教室や高齢者の安全普及啓発での活用事例もあるようですが、費用対効果や一人一人の交通安全意識の定着などを踏まえた上での検討も一方では必要であろうと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 自転車や近隣の自動車学校に確認をしましたところ、シミュレーターの貸出しによる交通安全教室の実施は行っていないということを確認しております。

一方で、議員の御指摘のような危険予測に関する学習は重要であると認識をしております。そのため、民間の団体や企業等が提供しております自転車交通安全に関する学習アプリや、車両や自転車、歩行者など様々な視点から危険を学ぶことのできる危険予測トレーニング動画というようなものもございますので、学校におきまして現在1人1台端末、いわゆるギガ端末の活用が進んでいる状況も踏まえまして、このようなアプリや動画を教材として学校で活用するとともに、タブレットの持ち帰りによる家庭での学習の中で保護者と一緒に視聴し、話し合う機会をつくるなど、保護者ととも交通安全への意識を高める取組についても検討し、子どもたちの命を守り、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、交通安全教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） まとめます。今回、青切符で切られると、歩道通行6,000円、二人乗り3,000円、ながら運転1万2,000円、並走で走れば3,000円など、そういったことが細かく載っております。

高校生、16歳以上になるとそういったことが危険性が及ぶということでもありますので、子どもが何かやらかす前に、大人も注意できるような形でルールを理解してやってほしいなど、できるように頑張ってお進めいただければと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 議席番号4番、向野です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

近年、全国各地で児童生徒による暴力行為などの様子がスマートフォンで撮影され、SNS上

で拡散される事案が報じられています。かつては、学校内で完結していた問題が瞬時に社会全体へ広がる時代となり、当事者のみならず学校や地域にも大きな影響を及ぼす状況となっています。

こうした事案は、暴力行為そのものの問題に加え、撮影する、面白半分で拡散するといった行為が二次被害、三次被害を生み出す点で、これまでとは質の異なる課題を含んでいます。

デジタル社会の進展の中で子どもたちをどのように守り、どのように育てていくのか、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにするためにも、必要な対策を進めていくことが必要だと感じています。

こうした状況を踏まえ伺います。

まず第1に、教育長といたしましてこの問題をどのように受け止めていますか。また、率直な御意見をお伺いします。

また、学校においてSNS上の暴力行為動画の情報等がありますか。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

児童生徒による暴力行為等の動画がSNS等で拡散される事案は、1月14日、文部科学省から各教育委員会に対する緊急対応要請もありまして、単に1校の問題にとどまらず、学校教育全体に対する信頼を揺るがしかねない重大な事案であると受け止めております。

第1に、暴力行為そのものはいかなる理由があっても許されるものではありません。被害を受けた児童生徒の心身への影響は大きく、その保護とケアが最優先であります。

第2に、動画の撮影や拡散という行為は被害をさらに拡大させる二次被害を生むものであり、重大な人権侵害につながる可能性があります。安易な撮影・投稿が当事者の未来にまで影響を及ぼすことを子どもたちにしっかりと理解させる必要があると考えております。

また、学校における暴力動画の情報につきましては、現時点で具体的に確認されている事案の有無は、個別案件の守秘義務や児童生徒の保護の観点から、詳細を公表できない場合もあります。

しかしながら、日頃より各学校には小さなトラブルの段階での早期把握、早期対応、SNSを含む情報モラル教育の徹底、教職員による校内巡回や生徒指導体制の強化、重大事案発生時の速やかな教育委員会への報告を指導しており、動画拡散が疑われる場合には速やかに事実確認を行い、関係機関とともに連携しながら適切に対応する体制を整えております。

なお、今回の事案に対して見過ごされている暴力行為やいじめがないか、緊急の確認を2月9日に学校を訪問して行いました。現時点での報告事案はございませんでした。しかし、引き続き暴力行為等の動画の拡散などがないか監視を行っていきます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 本町ではそのような事案がなかったということで安心しました。

それでは、次に学校でのSNS指導についてお聞きします。

暴力行為を撮影したり拡散したりすることを防ぐために、どのような指導が現在行われていますか。また、今後さらに強化が必要だと感じている点があればお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

学校におけるSNS利用指導については、単なる禁止ではなく児童生徒が主体的に安全な使い方を選択できる力を育てることを重視して取り組んでおります。

まず、現在の主な取組としては、第1に情報モラル教育を文部科学省の方針も踏まえ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間等で個人情報の取り扱い、誹謗中傷やいじめの未然防止、写真・動画投稿の危険性、著作権や肖像権の理解などを段階的に指導しております。

第2に、NPOや警察、通信事業者等の連携をして外部専門家を講師に招き、SNSトラブルや実際の被害事案を紹介しながら、具体的に学ぶ講演会を保護者とともに学ぶ機会として毎年実施しております。

また、今後の指導方針としては、単なる危険回避型の指導から一歩進め、デジタル社会の責任ある一員としての行動ができる力の育成を重視してまいります。

SNSは、今や生活の一部であり、完全に切り離すことは現実的ではありません。だからこそ危険性を正しく理解させると同時に、適切に活用できる力を育てることが学校の重要な責務であると考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 次に、保護者の問題もあると思うんですけれども、保護者の皆様への情報提供についてお伺いします。

現在、どのような形で保護者の方々に情報を届けていますか。また、今後保護者とともに取り組んでいくために、何か新しい取組があればお願いします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

保護者の方々への情報提供や啓発については、先ほど述べました講演会への参加要請のほかに、このような両面のカラー印刷された保護者向けのリーフレットを毎学期配布しております。家庭のルールづくりの啓発をするためにも役立ちますし、この裏側にはいじめのチェックポイントもあります。このチェックポイントで気になることが多かった場合は、直ちに担任に報告するようになってますし、学校への相談がちょっとと思った場合は、電話等での相談等の連絡先もあ

すし、その他いろいろな情報がQRコードで実際に見られるようになっております。

また、学年始めや長期休業期間中の前に、スクールメールや各種通信等による注意喚起をしたりするなど、家庭と学校が同じ方向で指導できる体制づくりも進めています。

今後は一方的な注意喚起にとどまらず、アンケートや学級・学年懇談会などで保護者の不安や課題を把握し、実情に即した支援策をするようつなげていこうと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 学校で行うのも限界があると思います。しかし、学校の問題がSNS等で拡散するような社会なので、子どもたちにSNSの理解をこれからも進めていてもらいたいと思います。

最後に、今回の事案はそのようなことで、情報モラル教育等の重要性は従来から指摘されておりましたが、他者への尊厳を守る、安易な投稿が人生に影響を与える可能性があるという視点からも、この問題は大変重要だと思います。

しかし、スマートフォンの利用は学校の外、すなわち家庭での関わりが大きな要素を占めています。

そこで、デジタル社会で子どもたちが安心して学校生活を送るために、特に今後必要であるという取組があれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（若山誠一郎君） お答えいたします。

先ほども述べましたように、道徳科や特別活動、総合的な学習の時間等に小学校段階から発達段階に応じた情報リテラシーを育成し、中学校ではより実践的な事例研究型の学習へと発展させていきます。そのためには、情報教育の教育課程を見直し、先生方の資質能力の向上は不可欠です。

来年度は、全教師対象に町教育委員会の独自に、教職員のスキルアップ事業として実施しておりますよしみ教師塾において、情報化の推進と学力向上に資するように、まず年度始めに先進的な地域の教職員による実践発表を実施したり、夏季休養期間中に情報教育では、全国的に有名な大学教授を招聘しての研修会をする予定を組んでおります。

なお、今後も内容の改善を図りながら、学校で保護者も対象とした講演会も継続していきますので、議員の皆様には地域の方々から質問された折には、学校での取組や講演会のことを紹介させていただくとともに、より多くの保護者が講演会へ参加するように後押しをお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） まとめます。近年のSNSは、中学生ではなく小学校からの教育が必要だと思いますので、今後も小学校の段階からしっかりした教育を行い、中学へとつながり、このようなことが吉富町ではないように行ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（５番 太田 文則君） 議席番号５番、太田です。通告文に沿って質問を行います。

職員が安心して働ける環境は、住民サービスの質に直結する重要な要素であると考えます。その観点から、職員へ職場環境アンケートの取扱いについて一つ一つ確認していきたいと思っております。

まず１番目、アンケート調査を行った結果どのような内容で実施し、どのような回答があったのかをお答え願います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

本町では、昨年２月に公表いたしましたハラスメント事案に関する第三者調査委員会の調査報告を踏まえ、職場環境の改善を目的として外部有識者を交えた吉富町職場環境改善委員会を設置し、今年度協議を重ねてまいりました。

この委員会においていただいた御意見や御提案を基に、町としての職場環境改善策を取りまとめ１１月に公表をさせていただきました。

その改善策の一環として、定期的な職員向けの無記名アンケートなどによる職場環境やハラスメントに関する意見を拾い上げる仕組みの充実を図ることとしており、これに基づいて本年１月から２月にかけて職員向けの無記名のアンケート調査を実施したところでございます。

このアンケートは、あえて無記名にすることで職場環境やハラスメントに対する職員の率直な思いを全体的な傾向として把握をし、これを定期的に続けることで、人事が適切にハラスメント対策や職場環境改善策を講じることができているかどうかをチェックするということを主な目的としております。

また、もしこの調査で具体的なハラスメントの兆候が疑われる場合には、人事等への相談を促し、事案の解決につなげていくということも想定しております。

アンケートは３０項目に及びますが、大まかに申し上げますと、ハラスメントの関係では、これまでの１年間にカスハラを含めハラスメントを受けたと感じたことがあるか、または見聞きしたことがあるか。もしある場合には、その対象者の職種やハラスメントの種類等についてお聞きをしております。

また、職場環境に関する質問としましては、相談窓口が相談しやすいと感じるか、休暇は取得しやすいと感じるかなどの制度等に関する質問のほか、働きやすいと感じるか、人間関係はどうかなどの意識の部分もお聞きをし、職員が今の職場をどのように感じているのか、様々な視点から傾向をつかむこととしております。

できるだけ気軽にアンケートにお答えいただけるよう、完全に無記名で誰が答えたかは一切分からないような仕組みとし、回答項目も選択肢を選ぶだけで簡単に答えられる形にしております。

一方で、そのような形式のアンケートでもありますので、回答の信憑性や確実性については十分な担保が取れませんし、本人の主観で回答をするため、事実かどうかの判断ができるものでもございません。

あくまで今後の職場環境改善につなげるための人事としての内部資料という位置づけで実施することが前提のアンケートでございますので、毎年同じ質問をして職員がどのように感じているのかの傾向の変化が把握できれば十分であるというふうに考え、あえてこのような形式を取ったものでございます。

したがいまして、アンケートの回答内容につきましては、外部に公表することを前提としない性質のものであることを御理解をいただければというふうに思っております。

その上で、今回御質問もいただきましたので、その前提は御理解をいただいた上でお答えができる範囲でお答えをさせていただこうと思っております。

まず、ハラスメントを受けたと感じたかどうかという質問につきましては、一定数の方が受けたと感じたことがあるとの回答をされました。また、見聞きしたというふうに答えた方は、受けたと感じた方よりより多くの回答がございました。こちらは、一つの事案を複数の方が見聞きをすれば数が多くなってまいりますので、当然と言えば当然かというふうに思います。

誰からハラスメントを受けたと感じたか、または見聞きをしたかという質問につきましては、特別職、上司、同僚、部下、議員、お客様からのカスタマーハラスメントといった回答がそれぞれ選択をされておりました。

ハラスメントの内容としましては、パワーハラスメントのうち長時間の叱責などの精神的な攻撃を受けたという回答項目が最も多く選択をされておりました。また、町のハラスメント対策として、相談窓口を知っているか、利用しやすいかなどを確認いたしました。こちらにつきましては、多くの方が存在は認識をしているものの、実際に利用した方や利用しやすいと感じる方が少ないという傾向が見られました。

実際に利用しにくいというふうを感じる理由といたしましては、主にプライバシーが守られるかどうか不安、問題解決につながらないと思うなどの項目が選択をされておりました。

このほか、職場環境の現状をどう感じているかについて、それぞれの質問項目について「とて

も思う」から「全く思わない」までの5段階評価で幾つか質問をいたしました。

職場の働きやすさの点につきましては、雰囲気や人間関係をはじめ、休暇などの制度的なものも含め、いずれも比較的肯定的な意見が多い結果となりましたが、業務量の多さや業務で感じるストレスなど、職員が受け持っている業務自体につきましては、マイナスの意見が多い傾向が見られました。

アンケートの結果の概要につきましては、以上となります。

繰り返しとなりますが、このアンケートは完全無記名で、あくまで職員の意識の傾向を見るためのものがございます。回答内容の確実性が担保できるものではなく、公表を前提としない内部資料でありますので、その点はどうか御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今、課長の答弁を聞いていて無記名で実施して、それをなおかつ公表しないという回答でした。今回のこのアンケートは、回答した人たちは勇気を出して回答したと思うんですよ。日頃言えないことを、このアンケートで意思表示をしようということでパワハラがあったとかいうことを明るみに出たんじゃないでしょうか、先ほどの答弁の中でね。

そして、公金を使ってアンケートを実施したわけですよ。それをその町民にお知らせをしないということは、透明性に欠けていると思いませんか。その点どうですか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、アンケートを完全無記名で、あえて記入者の主観で回答していただくような形を取りました。これなぜかと言いますと、先ほども申しましたが、本当に職員の思いですね、意識の部分についての把握を人事としてしっかりとさせていただいて、全体的な傾向を把握させていただく。

それを毎年定期的に見ていくことによって、どのような割合で今こういうふうになっているという感情が改善してきているのか、してきていないのか、そういったところを把握して、私たちが人事としてどういった対策を取っていくかということを考えていくための内部資料としてアンケートを取っているということでございます。

そのような無記名でもありますので、先ほど言いましたが回答についての正確性が担保されているものでもございません。そういったものをするのであれば、そういった別の調査をするということになってくるかというふうに思っております。

今回の調査につきましては、そのような公にするような性質のものとして当初から想定していないものであるということを、どうか御理解をいただきたいと思います。

加えて、ハラスメントがもし御本人がそういったお悩みを抱えているということであれば、ぜ

ひとも人事に相談してください。もしくは、人事に相談が難しければ、相談窓口にご相談くださいということで、具体的な事案がもしあるのであれば、ぜひともお声をください。秘密は必ず守ります。あなたの不利益になるようなことには決していたしませんということで、もう既にそういった呼びかけもこのアンケートの後にさせていただいているところでございます。

そういったところで、十分に私たちはそういったところに寄り添って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほども言いましたように、税金を、公金を使っているアンケートですよ。それを公開、公表しないということは私は絶対おかしいと思いますね。そのアンケートの中に、自由記入なんかまたその他の欄があったかどうかはよく確認は取れなかったんですが、特別職による金銭の貸し借りというものはなかったでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど申しましたけれども、このアンケートは完全に無記名な内部調査の資料でございます。具体的な案件についてこのような公の場で御発言をするのは、私は適当でないと考えておりますので、私からの答えは差し控えさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 回答できないというのであれば、おかしいですね。これはアンケートは、これは私の言い方が秘匿という言葉を使わせていただくのであれば、そういうことはやめてほしいと思いますね。

公にやっぱりアンケートはこのように実施しました。背景から言うと、先ほど答弁がありましたように、第三者委員会の中で弁護士先生、お医者先生の職場環境の改善の構築を図るべきだというような文言がありました。それに従って今回のアンケートを実施をしたと思います。

町長の答弁というか、談話の中にも職場環境の構築というか、職場環境をよくする、努めてまいりたいというコメントもありました。そういった面で、今回の職場環境改善のアンケートを実施したと思います。それを報道機関がまさに来て、取材なりテレビ放映をされているわけですよ。町民の方はその後どうなったんだろうかということを気にしている町民もいらっしゃるわけですよ。

今回、このアンケートの中で行った内容を、そういうことでこういう結果になりましたというお知らせをする必要があるんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 副町長。

○副町長（和才 薫君） 答弁の内容については、基本的には奥本総務財政課長が答弁したとお

りでございます。そして、このアンケートの内容につきましては、第三者委員会からの指摘の中で私が、町長は職員から見ると特別な存在であるということをしかり認識をして職員と接してほしい。そういった町長と、——今具体的に町長の名前を出しましたけれども、町長と職員との間のパイプ役をしかり私に担うようにという御意見をいただいたというふうに認識をいたしております。

そういった意味で、今回のアンケートの内容については、私はその他の特記事項まで全てを目に入れさせていただいております。その中で、これは明らかにしかり調査をしないといけないものというものもございました。先ほど議員のほうから少しお話が出ておりましたので、恐らく議員のほうにも職員のほうから恐らく御相談があったのではないのかなというふうに思っております。

その案件につきましては、私もそのアンケートを見て直ちに、一つはこれは今職員が本当に思っていること、それを今までは言いたくも言えなかったということが反省点の一つと出ておりましたので、必ず犯人探し、言葉が悪いんですが、誰がそれを言ったのか、誰が相談をしたのかということが分からないようにというのが一番の注意すべき点だと思っておりますので、今回一つ私が気になった点については、すぐ直ちにその日のうちに課長を私のところに集めました。

その上で、こういった看過できない、明らかにパワハラというような案件ではなかったと思うんですが、看過できない点について皆さんこれは犯人を探すわけではない、そういったふうに疑念に思っている、困っている職員がどうもおるようだ。それについては、それぞれの課長でそれぞれの課で調査をしてもらえないだろうかということで、それぞれの課長に頼んで調査を私の指示でいたさせました。

その上で、その問題については早期、その日のうちに解決したものと考えております。今後も、このアンケートの中で看過できないもの、そしてこれはパワハラの可能性があるのではないかというようなものにつきましては、私からも人事のほうであったり、あと今相談窓口も後ほど詳しい説明をする予定にしておりますが、いろいろな窓口を設けておりますので、どこかにこういった事例があった、それを受けたのは誰なのかというところまでを言っていただければ、しかり調査ができるような体制を今整えておりますので、そういった体制で進めていきたいと思っております。

それともう一点、私大変残念だと思いましたが、その職員も恐らく太田議員がしかりと対応してくれるだろうと思って、いつの時期か分かりませんが相談を申し上げたと思っております。それを恐らくこの場まで何のアクションも起こさずに、毎日人事の横を通られていると思っております。

誰か太田議員の信頼のおける管理職がおれば、その管理職にこういうことがあったと私は聞い

たが、そこら辺を調査してほしいなりの、もう一步進んだ御指導をいただきたいなと思っておりますし、今後はそういった形で太田議員の信頼できる管理職に、そういったことを通報していただくというのも一つの手法として考えていただければと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員、もう4回言っていますので、次の質問に移ってください。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） では、2番目に移ります。

そのアンケートの結果に対する評価と、どのように改善策をつなげていくのかお答えをお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 人事としましては、ハラスメントについて職員がどのように感じているのか、またこれまでの職場環境改善策がどのように職員に受け止められているのかという傾向が把握をできたという意味で、大変貴重な資料になったというふうに考えております。

よい傾向にある分野と、そうでない分野がある程度分類ができましたので、足りない分野についてはしっかりと対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

具体的な分野とその対策について幾つか申し上げますと、まずハラスメントにつきましては先ほど申しましたが、受けたと、感じたことがあるという回答が一定数ございましたので、先ほども申しましたが、もしハラスメントでお悩みのことがありましたら、人事として決して本人に不利益が生じないように責任を持って対応いたしますので、具体的に申出をしていただきたい。人事への相談が難しいのであれば、誰からの相談かは人事に伝わらないように配慮しますので、内部相談窓口の相談員であったり、職員組合、外部委託業者のEAPなどに御相談をしていただきたいということで、職員の皆様に人事のほうから既にお声かけを実施したところでございます。

なお、現在までに具体的な事案についての御相談はありません。もし相談がありましたら、誠意を持って対応していきたいというふうに考えております。

また、ハラスメント対策にもつながりますが、もう一つの課題は相談窓口の相談員を増やし、人事以外の職員にも相談ができるという仕組みを今年度つくりました。また、相談窓口の再度の情報提供や相談窓口を利用しても、相談者の同意なしに外部に情報が漏れることはないということ、不利益になるようなことは絶対にないということなどを改めて職員の皆様にお知らせしてきたところでございます。

それでも職員にとっては利用しづらいという傾向が見られますので、安心して相談できる窓口であることを丁寧に説明をし、理解を求めていくことを今後も粘り強く進めてまいります。

また、令和8年度は外部の専門家への相談窓口を新たに設置する方向で予算計上をさせていただいておまして、これらの改善策を通じて職員に何かお困り事があれば、気軽に相談できる環境を構築できればというふうに考えております。

また、カスタマーハラスメントについても一定数の回答がございましたので、窓口担当課へのヒアリング等を通じて、具体的な対策を検討していければと思っております。

その他、職場環境全般につきましては、比較的肯定的な意見が多いものの、業務量や業務で受けるストレスについては課題が見えてきましたので、それぞれの職場における職員の負担の状況等を適切に把握し、人員配置の見直しや上司からのフォローの充実など組織として対応をし、改善を目指してまいります。

今回のアンケートの結果を今後の職場環境改善にしっかりと役立て、次回の調査では全ての項目が改善傾向に向かっていくように努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 2番目の質問に移ります。

町の防災について。それとダンボールベッドについてなんです。

1番目、ダンボールベッドの備蓄数と1台当たりの金額を教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） お答えします。

令和元年に災害対策用備蓄物資購入事業として、食料備蓄品とダンボールベッド5台を購入しています。当時の購入単価は不明ですが、現在同等品を購入した場合、一般的には1台当たり税込み1万2,100円となります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 私も避難訓練はほとんど参加している自信というか、あれがあるんですけど、自衛隊のいろんな訓練だとか、そういうN T Tのいろんなそういったもので、あの模擬コーナーとかいろいろあるんですけども、何ていうかな、ダンボールベッドが今5台備蓄品があるということで、これ1万2,100円でしたかね、1回組み立てるともうそれが再利用できない、使えないんで、もう処分しないといけないようなことだと思うんですけども、せっかく昨年はフォーユー会館に集合だったんですけど、それまでは吉富小学校の体育館に集合しましたよね。

今年はどうなるのか知りませんが、ダンボールベッドの組み立て、このようにして組み立てるんですよというのを一度町民がせっかく集まっている中でやったらどうかなというふうに思っ

ています。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 太田議員が毎年避難訓練に御参加いただいているのは承知しております。町では、今年度地域防災計画の全体的な見直し改定を実施しています。地域が防災力を高める上で出発点となるのは、一人一人の意識の向上であろうと思います。

令和7年版防災白書で、防災・減災のための具体的な行動として、地域の災害リスクを理解しておくこと、家具の固定や備蓄品など備えを行うこと、時系列で整理した自分自身の避難行動計画、いわゆるマイタイムラインなどの重要性がその白書では記載されております。

災害は夜間の発生も想定する必要がある、様々な状況や環境下でも避難ができるよう、分散型の避難訓練実施を今後推進していきたいところです。ことも踏まえ、今回の改定では隣近所で助け合う近助、こういった字を書くんですが、近助という視点を取り入れ策定をしているところです。

町は、自主防災組織に対して地区防災計画の作成、有事の際の地域固有の一時避難場所等の設定、それぞれ地域特性を考慮した訓練等を関係機関と共同で取り組んでいきたいと考えています。

また、次年度以降の訓練では、町と自主防災組織、NPOやボランティア等と連携した避難所設営や運営訓練も取り入れていきたいと思います。その訓練の中で、ダンボールベッドの周知や利用、組立体験、それから導入以来利用実績はございませんが、マンホールトイレの展示周知することで災害時に必要な対応、具体的な行動イメージにつながることを一方で期待するところです。

なお、ダンボールベッドにつきまして先ほど少し触れておられましたが、組立が容易な利点がある一方で、湿気や水濡れへの耐性が弱く低いという課題もあるため、中・長期的な使用を考慮すると衛生面、それから耐久性が備わる代替品の整備も必要であると考えているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） そうですね。ダンボールですから、もちろん湿気だとかそういうものに弱いんですから、でも一時的に床にカーペットを敷いたりするよりも、直接寒さをしのげる面でそういった利点があるというようなことで、ダンボールベッドもかなり今脚光というか、人気がある商品だと思います。

そういうことで、課長の答弁で前向きに検討するという事なので、2番目の質問へと移ります。

住宅が被災した際の対応について。

1番目、住民の家が災害に見舞われ倒壊・水没等の被害が発生した場合、どのような対応支援

を考えていますか、お答え願います。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 発災時に、まずは避難所の設置と運営支援が自治体の重要な役割の一つとなります。避難所を迅速に開設し、被災者を受け入れる体制を整えます。避難所は、被災者の一時的な避難場所として機能するほか、食料や水の供給、生活必需品や医療支援、情報提供など、しばらくの間の安全な生活基盤の確保や支援を行います。

避難所対応や生活物資の支援、仮設住宅や災害復興住宅などの住民支援は、被害状況に合致した支援が大変重要となります。自治体の被災者支援としての取組は幾つかございますが、被災者が早期に生活を再建できるよう支援することが重要であると考えています。

具体的な想定として、被災された方は自宅の被害状況や生活再建の状況等に応じて、避難所あるいは親戚や知人宅、公的賃貸住宅等に避難するほか、自宅を緊急的に修理・修繕して住むなど、応急段階の被災者の住まいの選択肢として考えられます。

その後の復興段階では、自宅が被災した際に公的支援を受けるため、被害状況を公的に証明する罹災証明の申請・発行を受け、住宅再建の方向性を検討するなど、新築・購入・本格的な修理による自宅の再建や、公営や民営の賃貸住宅への入居等をできる限り転居を減らし、継続的な居住に移行する支援を想定しているところです。

被災された方の住まいの確保は、発災直後から応急段階、復興段階へと段階的により遷移するものと思われ、生活環境やコミュニティーの維持、暑い夏と寒い冬の時期の違いによる支援内容や単なる被害状況だけでなく、家族内の高齢者や乳幼児の有無など、早期の生活再建は被災者の要望に沿った支援が求められ、町で対応できない支援については、国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業など多様な主体に物的・人的な応援を要請することも想定をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 確かに仮設住宅を、東日本大震災が起こって、もう15年が今月で経過しました。そして、もう2年ぐらい前ですかね、石川県の地震が正月に発生しました。そのときも仮設住宅が建設されて、仮設住宅を建設するのに大体1か月から3か月ぐらいは要するわけですよね。その間、そしたら体の不自由な方、また高齢者の方なんかは、また小さいお子さんなんかは、寒さをしのぐの大変ですし、暑いのもまた大変です。

そういった観点から、議長すいません、2番も一緒に質問させてください。

先ほど皆様方に、机の上に配付させていただきましたこのインスタントハウス、これは仮設住宅ができる間に、ダンボールベッドと併用しながら、こういったものをつくることによってプライバシーも守れて、寒さ、または暑さもしのげるというような感じのインスタントハウスがあり

ます。軽量ですし、小さい子どもでも持ち運びが容易にできますので、採用の検討をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） まず、町の考え方として、長期的な避難所運営のための物資を備蓄しておくことは、備蓄スペースの確保に課題、それから問題があり想定をしております。

基本的には、発災から3日程度対応できる最低限度の物資を備蓄するものとしており、災害が発生すると、たとえ被害規模が小さく影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が一方で必要となります。

その後に必要となる、御質問にあるようなインスタントハウスを含む居住に関する資機材について、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなど、各種団体から支援・提供を受け、効果的に活用することを想定しております。

近年、多くの自治体が積極的な応援を実施するようになった一方、災害時、被災市町村自らの人的・物的資源の受け入れのための総合調整を実施することはなかなか難しく、こうした応援状況の実態に対して、受援側の準備も十分とは言えず、特に小規模な町村では著しく困難な状況に置かれます。

現時点では、居住に関する協定等が結べていません。人的・物的資源などの支援提供を受け、効果的に活用すること、リスク分担の観点から民間企業、あるいはNPOやボランティアなど、幾つか協定を結ぶことを今後検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 吉富町は災害が少ない町というか、全くないんで、そこまで慎重にならなくていいというのも誤弊があるかもしれませんが、備えあれば憂いなしという言葉もありますし、前向きに検討していただいて、まず災害があったところに担当課がそういう事務的な手続の応援だとか、いろんな面で一回現場に行って、こういうことを実体験というか、そういうことをやってみるのもいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思いますね。

現場に持って帰って、吉富町の防災に対しての薄いところ、それを少し肉づけしていきながら、いいものに構築していけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、町長が言っているように、風通しのよい職場環境構築に努めて、また職員と一緒に頑張っていけるような、こういう役場になっていただきたいとお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 太田議員には、いつも職員に対して温かい気持ちに接していただいていることに対して、感謝を申し上げるところでございます。

なかなか指導というか、注意というのが難しい御時世になりました。あまりにも目につく場合は、担当課長それぞれ集まっていただいて、直接指導のないように、また今おっしゃったように、風通しのいいような言い方を考えて接しています。

ところが、なかなかやっぱり昨今の若い職員というのは、私たちの言うことへの理解が難しいようにも思います。子育てと一緒に、これから先やっぱり長い目で頑張っていかなきゃいけないなというふうに考えておりますので、どうぞ御安心をしていただければと思います。

また、先ほどちょっとお金のことを少しおっしゃったようすけれども、これ確かにございました。職員数人と出張に出かけた際に、お昼時になりますと、ちょっと近くの食堂に寄った折にお金が足りませんでした。みんなの分をちょっとごちそうするのにお金が足りなかったのも、誰か3,000円持っているかというような話で、その職員に3,000円ぐらい借りて支払いをしたことがあります。それをそのまま忘れていたということがあります。

それとか、もちろんそれはお返ししましたけれども、やっぱりそういうふうにして皆さんでどこか行ったときに、ジュースを買ってこようと思って行ったんですけど、ちょっとお金が足りなくて、ちょっと1,000円貸してみたいなことで、1,000円を借りて、そのまま一月以上忘れていたこともありました。

往々にしてそういうことが時々あるんですけれども、何か借りていなかったっていうようなことで、「あ、1,000円」と言ったら、すまんすまんというようなことで返していますので、決してお金を何か変な意味でお金を借りて、返していないとかいうことじゃございませんので、どうかその辺も誤解をなさらないようお願いしたいと思います。

ともあれ、これからも職員と一緒に町民のお役に立てるような町にしていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもいろいろお気づきの点がございましたら、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

.....
○議長（山本 定生君） はい、ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時57分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。通告に従って質問をさせていただきます。

まず1点目、ごみ行政の今後についてお尋ねいたします。

本町が財政支出している豊前市外二町清掃組合の処理施設が、老朽化により今後の在り方が検討されています。これまでの検討の経緯についての報告をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

現在のごみ処理施設につきましては、昭和58年から稼働しておりまして、平成13年に一部改造工事を行い現在に至っております。

しかし、供用開始から既に43年が経過しており、設計当時と比べてプラスチック類や紙などの水分が少なく燃えやすいごみの割合が増加している状況にあります。そのため、焼却炉内が高温になり過ぎ炉の寿命を縮める原因となるほか、施設全体の老朽化も進んでおり、それに伴い補修費や維持管理費も増加傾向となっております。

こうした現状から、ごみ施設能力を維持することが次第に困難となってきていますため、長期にわたって適正なごみ処理を行う必要があるとの認識の下、新たなごみ処理施設の整備に向けた方針が組合議会の中で示されました。

これを受けまして、令和3年度にごみ処理施設整備計画策定委員会を立ち上げ、4回の会合を重ねて次の3つの処理方式について検討を行いました。

1つ目としましては、これまでどおりの焼却施設方式、2つ目は燃料化する炭化方式、それと3つ目の中継施設建設によるリレー方式でございます。

各方式について比較検討を進め、論点を整理した後、令和5年3月末をもって委員会を一旦休止し、今後は関係団体との協議や条件整理を進めた上で適切な時期にどの方式に決定するかを検討を続けてまいりました。

そういった中、令和4年度から同様のごみ処理施設の問題を抱え、検討していた中津市のほうから、豊前市と上毛町を含め2市2町での広域化についての打診があり、事務レベルでの意見交換を重ね、組合からも2回ほど疑問点をまとめた質問書を中津市に提出し、中津市のほうからも回答をいただきましたが、そのほとんどの答えが広域の枠組みが決定してからの協議という回答でございました。

しかし、町民の暮らしを第一と考えている本町といたしましては、処理施設建設予定地や工事費、維持管理を含む運営費の負担割合など、その方法によっては住民の負担が多くなることが懸念されるため、一番の判断材料になるにもかかわらず、その重要項目は広域の枠組みが決定してからの協議ということであり、判断したくとも判断できない状況のまま、令和6年10月末に中津市のほうから協議が打ち切られました。

ちなみに、構成団体である上毛町のほうは、同年11月1日の組合議会開催時に中津市との広

域化に進んでいくと明言しております。

その後、豊前市との1市1町での枠組みでの検討を行ってまいりましたが、豊前市の西元市長就任時に、中津市との話も聞いてみたいとのことから、令和7年7月24日に2市2町首長懇談会が開催され、その会議の中で事務方で組合と中津市が行った焼却方式及び中継方式の建設費や運営費を試算した検討資料のすり合わせを行うことが決定いたしました。

数回の事務方協議を重ねまして、中津市を含む2市2町での焼却施設建設、従来の枠組みである1市2町での中継施設建設や1市1町での中継施設建設などの試算を行いました。本町といましては、中継施設建設がコスト的にも安価であり住民負担が少ないこと、中津市に新設される焼却施設については不明確な材料がまだ多く残っていることから、昨年、令和7年10月31日に現段階での判断としまして、リレー方式による中継施設建設の検討を進めていくということの中津市のほうに通知しております。

以上が、これまでの検討の経緯でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） となると、2番目に私現時点での本町の今後についての見解を求めますというのを入れているんですけど、今課長の答弁の最後の言葉がこれに当たるというふうな考えてよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） 先ほど申しましたリレー方式による中継施設建設の検討を今後は進めていくということの中津市のほうに通知しているというのが今の現状でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そしたら、2番目と一緒にいるんですけども、2点お聞きしたいと思います。

1つは、そういうふう判断された今時点での見解の基になっているポイントというのは、今の課長の答弁からも分かるんですけども、費用の問題、それから環境の問題についてはどうでしょうか、そっちもあるんでしょうか。考えていく上でのポイントというのは、費用、環境というのを普通に考えるんですけども、そういうことなのか。

もっとほかにあれば、そのことをお聞きしたいというのが1点と、もう一点は、私たち議会はある程度報告を受けておりましたので大体分かるんですけども、町民の皆さんにとってはどうなっているんだろうかということで、結論がいきなりぱっと来るよりも、やっぱりきちんとこういう経過でこういうふうなことを考えて、こうしているということをごどこかでお伝えしたほうがいいと思うんですけども、そういう計画があるかどうか、2点お願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） お答えいたします。

現在の判断材料としましては、やはり住民負担の少ない費用の問題が1つ、それと、現在中津市が計画しています焼却施設につきましては、この吉富町のほうはSDGs未来都市を掲げております。それに関してただ燃やすだけではなく、その後の例えば電気に変えるなどの検討を行いたいという思いもありますので、今現在の判断としてはリレー方式を検討していきたいというふうに考えております。

もう一点、住民への説明につきましてお答えいたします。

ごみ処理の現状やこれまでの経緯につきましては、やはり住民の皆様が関心を持つ重要な事項であると認識しております。そのごみ処理に関する課題は、住民の皆様にご正確かつ分かりやすくお伝えすることが重要だと考えてはおります。

町としましては、先ほども申し上げましたが、現在豊前市との1市1町での枠組みでのリレー方式による中継施設建設が住民の皆様の負担も少ないことから、この方式での検討を進めております。

今までの経緯や課題の詳細、今後の計画、方向性につきましても、住民の皆様の生活に直結する課題でありますので、御理解いただけるよう構成団体となるであろう豊前市とも綿密な協議を行いながら、しかるべき時期にお知らせできるよう進めてまいりたいと考えております。

もう一点ですね、まずこのリレー方式による中継施設建設とした場合の処分方法といたしまして、県の計画であります福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画では、広域化、集約を検討するエリアとして県内を4つのエリアに分けております。本町はやはり北九州エリアとして設定されております。

この計画は、必ずしもこのエリアでの広域化、集約化を行うことを義務づけているものではないですが、直方市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、行橋市・みやこ町清掃施設組合では、北九州市と委託契約を締結し、北九州市へ回収したごみを持ち込み処分してもらっていますので、本町も北九州市への持ち込み案も候補の一つとして検討し、併せて県内の市町へ委託する方法や、民間業者により処分してもらう方法、また県を越えた広域処理の方法など、ごみ処分について町としてどの方法がよいか検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。感想といいますか、私なんか考えるのは、要するにごみを運ぶのに中継地点があったとしても、北九州まで運ぶのにガソリンもいっぱいかかるだろうし、排気ガスも出るだろうし、そういった環境の問題を考えるとときには、中津に持って行

ったほうが一番いいんじゃないかなというのは、普通素人は考えると思うんですね。

ところが、今の課長の答弁にもあったみたいに、中津市との協議の中ではちょっと難しい問題もあったように思います。最後に課長がおっしゃったように、まだこれは本当に決まったものではなくって、今後どのように変わっていくか分からないんじゃないかなと思います。

中津市さんにしても、構成団体が増えたほうがいろんな意味でいいんじゃないかなと思うし、吉富町も遠くに持って行くよりは、あるいは中継地点をつくるよりは、中津市さんと一緒にしたほうがいいんじゃないかなというふうにも思っています。いろいろな考え方があると思いますので、現時点での経緯と町の見解としてはよく分かりました。はい。

では、次の質問に行きます。次は、多世代交流型複合施設「まちのリビング」についてお尋ねいたします。

前議会で同僚議員の質問の中で、どのようなお金がかかるかというのは一定分かったんですけども、詳細に全てが知りたいなと思います。それで、既に使ったものもありますよね。例えば基本設計委託料とか、それも含めて過去に使ったもの、それから現在予算化しているもの、そして出来上がったときのランニングコストなど、分かる範囲で報告をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 未来まちづくり課からは、多世代交流型複合施設の費用について説明をします。

整備事業費の財源では、令和7年度からは内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金から移行しております地域未来交付金の地域未来推進型の拠点整備事業費を活用した財源運用です。

質問にある整備事業費の本質というところはつかめませんでしたので、令和4年度の基本構想策定を含む整備事業計画の全体についてお答えをします。

令和4年度は、基本計画策定業務として474万6,060円、令和6年度基本計画策定業務は530万3,232円、令和8年度以降は先ほど申したとおり、地域未来交付金事業として運用展開を行います。

7年度が基本設計、8年度に実施設計として予算計上をし、9年度と10年度に解体工事を含めた本体工事を4年間の整備計画として内閣府から採択されましたが、現状は本町が進める同種の計画は補助対象外であり、適時適切な認可手続のアドバイザーによる助言と、それを受け町側の迅速な国への認可申請により、整備計画が着実に進行をしております。

この交付金は、事業費に対する2分の1が補助割合であり、採択で未来都市選定自治体が優先され、1事業の上限が交付金ベース10億円、事業費で20億円とする内容で、繰り返しになりますが4年間の事業を進めております。

年度ごとの事業費等の内訳は、7年度の基本設計が実績額3,960万円、8年度の実実施設計

が事業費予算1億941万円、9年度以降の本体工事等が事業費19億3,930万円相当で、事業費の合計を20億9,836万円、交付金の合計は10億を少し下回る想定です。

次に、維持管理費ですが、基本設計段階では大まかな概算額での算出となり、特に光熱水費では導入機器、それからZEBというのがあるんですが、そのZEBの等級により発電量と消費量に違いもあり、実施設計の進行につれ判明をし、ZEBについてもオリエンテッドという等級を現状想定しております。施設本体と空調や消防・防災設備、環境管理について比較的新しい公共施設が参考の荒い試算でありますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

自動ドア、工作物や冷暖房など120万円、消防設備や警備保障で60万円、清掃や植栽管理で200万円、特定建築物等法定点検で50万円、管理費の概算では425万円ほどを見込んでおり、あくまでも町営別府団地や役場庁舎、フォーユー会館などの価格帯を参考にしたものです。以上です。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 子育て健康課の私からは、学童保育施設の解体新設費等についてお答えをさせていただきます。

まず、既存の学童施設の解体費につきましては、設計業務委託料としまして令和8年度当初予算でもありますとおり、271万4,000円を計上しております。

また、解体の工事費につきましては、現時点設計業務を発注していない段階では、あくまで概算となりますが、おおよそ1,100万円ほどを見込んでおります。

次に、小学校敷地内への学童施設の新設費に関しての設計業務委託料につきましては、こちらも令和8年度当初予算にありますとおり、1,030万円を計上しております。本議会において予算が御議決いただけましたら、速やかに発注に向けて準備したいと考えております。

また、新設の工事費につきましては、解体と同様の理由で現時点ではあくまで概算となりますが、学童の定員120人を受け入れられる必要な面積基準を満たした木造2階建てを想定した場合に、おおよそ1億6,500万円ほどを見込んでおります。

なお、設計業務委託と工事費以外では、解体と新設ともに管理業務も想定しておりますが、こちらは設計業務も発注していない段階になりますので、概算でも費用の算出は難しいところがございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 建物の稼働し始めてからの維持管理を除いたら、総合計で幾らになるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 足し算をしていただければと思ったんですが、20億9,836万円というのが現時点での想定です。

ただ、入札等相手方の状況次第では多少変わってくるものだろうというところでの含みおきいただければと思います。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の20億9,000万というのは、学童の分は入っているんですかね、入っていないですかということが1点お聞きしたいです。

それと、もう一つあった。それと、建物を建てる時に今ほら何か資材が高騰しているじゃないですか。そののところは見越してないですよ、これ。見越してのことでしょうか。その辺を2点だけお願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 学童の部分については、後ほど学童がお答えするかと思うんですけど、現状の子育て支援センター、学童として面積要件を満たすために活用している部分の解体は当然含まれております。はい。

で、もう一つは何でしたっけ。

○議員（8番 岸本加代子君） 物価高騰。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） あ、物価高騰については、基本構想が先ほど申したとおり令和4年度を基準に想定したものであります。その想定に応じて内閣府のそういった補助事業のベースに載せる20億円を上限とした10億円の補助に賄えない部分については、公的事业債等を活用して運用するんですが、20億9,836万円と可能な限り内閣府の施設整備に必要な10億円というところを目指しながら、進めていきたいなというところが今のところですよ。

物価高騰については、当然基本設計を踏まえた実施設計を通して時代に合った対応はなされるでしょうし、高騰のその時期というか、タイミングを逸することなく、そういった発注等も展開していきたいと、今言えるのはそういったところですよ。

以上です。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 私からは、学童施設に特化してお答えをさせていただきます。

先ほど答弁の中でも申しましたが、解体工事、それから新設工事が該当になってきます。総計しますと1億8,000万円ほどが本事業に係る解体から新設費までの経費で見込んでおります。

また、物価高騰に対しては、先ほど未来まちづくり課長が申したとおり、これからの物価高騰を考えますと、早め早めの発注が望ましいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後の質問に行きます。

最後の質問です。御承知のように、「まちのリビング」基本構想、基本計画までは、学童保育室等は残すということで推移していたにもかかわらず、昨年の10月の全員協議会の場で、いきなり学童は壊して小学校敷地に新築移転との報告を受けました。誰のどのような意見であろうと、このような大幅な変更なら一旦事業を停止し、民意を問うのが筋だと私は計画の見直しを求めています。

そうした中で、解体予定の学童保育室棟について幾つかの意見、情報が寄せられました。「耐用年数を約半分残しているのに、もったいないではないか。町の財産は大切に使うべき」というもの、そしてもう一つは、「またあの建物には建築に町の高齢者が残した財産が1,000万円寄附されている。それを無にしていいのか」というものです。

学童保育が移転したとしても、今の学童保育を解体するのではなく、この大事な建物を取り込んだ形で設計を見直すべきではないかというふうに考えているんですけど、執行部の見解を伺います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 私から、まずは学童施設の視点からお答えをさせていただきます。

既存の学童施設につきましては、耐用年数という部分にのみ着目をしてみますと、比較的新しく十分に使えるという御意見もあろうかと思えます。

しかしながら、町の将来を見据え住民のニーズ、特に学童施設においては、子育て世帯のニーズに対応していくためには、耐用年数のみで施設の有益性を評価判断するのではなく、学童保育の利便性や安全性、地域との関わり方、かつ町が推進する住民サービスの集約と統合の方針との整合も図りつつ、適切に施策を進めていく必要があると考えております。

もとより既存の学童施設は、子育て支援センター敷地内の北側一角の奥まった場所に十分な敷地が確保されていない中、建物の面積要件の不足や駐車スペースも極めて少ない状況で当時建設をされております。

特に、運用していくに当たっては、立地条件や道路事情、学校からの動線なども含め改良が必要ではないかという意見もありながら、これまで柔軟に対応してまいりました。

また、御質問にあります町民からの寄附の入った施設であり、取り壊すのではなく活用すべきとの御意見ですが、既存施設を残すことを前提に多額の費用を投入して増改築するにしても、他の用途で活用するにしても、複合施設の建設計画とのつながりを考えますと、土地を有効に活用しているとは言えず、機能的・効率的な面からも有益な方策ではないと考えます。

加えて、既存の学童施設の耐用年数が22年とはいえ、複合施設の建設後は実質10年ほどしか残っておらず、複合施設より数十年もの早いタイミングで建て替え時期を迎えることとなります。その際には、隣接する複合施設がある中では、建て替えるスペースさえもなくなり、身動きの取れない有効活用ができない施設となってしまう、それこそ統廃合しようとしてもどうすることもできない施設となってしまうおそれもございます。

そのようなことから、土地の有効活用や住民サービスの集約と統合、さらに児童の生活サイクルから見た学童機能の最適配置などを総合的に勘案しますと、学童施設を小学校敷地内へ新築移転することが、複合施設にとりましても最善の方策であり、このことは町の身の丈、現状に応じた立ち位置の下、将来にわたって責任世代の職員、担当課長としましてもしっかりとした構想の下で取り組むべき事業であると確信いたしており、今のこの時期に将来的な展望を見据えた決断を行うべきであると考えます。

また、多額の御寄附に関しましては、故人の生前の御遺志を継ぐ方からの御寄附であり、故人は生前吉富町はとても住みやすい町だということで、町の風土や町民の人柄を大変気に入っていただき、子育て支援に役立ててほしいという思いからの御寄附だと認識いたしております。

今回の既存学童施設の解体及び小学校敷地内への新築移転計画は、児童の健全育成を目的に利用する子どもたちだけでなく、保護者にとってもよりよい計画であると同時に、さらなる子育て環境の整備へ向けた重要な政策であり、このことは寄附者の思いに反するものではなく、その御遺志を継承するものであると考えております。

そして、何より学童保育と最も関連性の高い小学校の敷地内へ新築移転することで、子どもを取り巻く安全性や安心感の高まりにより、さらなる成長環境の向上につながるとともに、効率的な学童運営と質の向上にも資することができるなど、未来を担う子どもたちにとって新たな居場所となるものであり、こどもまんなかを掲げる町としまして、町の身の丈、現状に応じた立ち位置の下、現在進行中の事業を粛々と進めてまいりたいと考えますので、何とぞ御理解と力強い応援をいただければと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 私からは、整備計画にひもづく視点で少しお答えをします。

計画地内における6歳から12歳までの日常生活動線を考慮しても、現学童施設を主体とする運用展開は適当ではなく、多機能への利活用転換においても、施設や設備向上の対応を要するため、実効性が伴わないとの判断に至りました。

施設複合化や多機能化、集約化には持続可能な公共サービスの提供体制の確保や超高齢社会に

対応した地域価値の創出というのも図られ、施設の統廃合で生じた余剰資産を貸付け等することで、新たな財源確保や住民サービス向上の原資としての活用も想定されるようです。

自治体が直面する人口減少、インフラの大量老朽化、変化し続ける課題への対策には、財政負担軽減と持続可能性の確保、何より建物の総延べ床面積の縮減、光熱水費や維持管理、修繕更新に係る長期的コスト圧縮を図り、将来世代に負担を先送りすることなく行政サービスを継続させる手段であるとも考えています。

従来の公共施設を供給する発想から転換をし、計画エリア一帯への消防・防災・救急など、有事の緊急車両の進入経路の確保、それから安全、安心な住環境づくりのための拠点整備の理念、真に必要な機能をより効率的かつ効果的に将来世代へ継承できるかが大変重要であり、住民意見公聴会においても、未来を担う若い世代や子育て世代から同様の意見があったことも記憶をしています。

一方で、国土交通省の公共施設の複合化、多機能化効果検証によれば、複合施設の利用満足度は、単一機能の施設と比較すると高く、特に利便性の項目では高い評価を得ているようです。

子育て支援や図書サービス、地域包括支援センター、行政窓口など複数の機能を一つの拠点に集約することで、一度の来訪で多様なサービスを受けられるようになります。施設の多機能化により、様々な相談や手続をワンストップで提供することも目標の一つとして掲げています。以上の方針で、施設整備計画を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 執行部の答弁を聞いていますと、なるほどなと思わざるを得ないような答弁だったなと思います。

で、私が思うのは、だったらなぜ基本計画、基本構想、基本計画の段階でそういう議論をしていないんですか。そこが不思議です、そこはどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 今、行政運営といいますか、課題に対して即時に対応するという視点も同様に求められております。数年前に計画したものが現時点では大変古いものになり、将来を見据えた施設の管理、運営等を当然整備計画の中に含ませていくものだろうと考えています。

未来まちづくり課が推進する様々な計画についても、アジャイル型方式というんですが、課題を解決しながら前に進んでいくという計画も一方で考えていますので、そのとき、将来に対して負担を残さないような運営というのが今のところ一番最善であろうと思って計画を進めています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そのためなんですけれども、私は今回今度の問題、つまり学童保育所が小学校に移転するという問題はさておいて、それはそれとしていいとして、そこに残った建物をなぜ活用しないんだらうかなというのはすごい疑問なんです。

しかも、その建物はまだ使える、そして先ほど半分とおっしゃいましたけど、普通何か途中で修築してもっと長く使えますよね。そう考えるともっとももっと使えるわけですよ。

それと、しかもそこには町民のそんなこと言ったらちょっと失礼かなと思うけど、あり余ったお金を町に寄附されたのではなくて、本当に高齢者の方が日々をつましく過ごしながら残されたお金がそこに入っているわけです。それが10年ならば半分ですよ。そういう思いのこもった建物に対する町の考え方が私は疑問です。

一つは、そういう町民の思いに対する思いと、それからもう一つは、町の財産に対する思いです。うちSDGs選定都市ですか、なっていますよね。SDGsの目標12に、「つくる責任、つかう責任」というのがあります。まだ使える建物を解体することは、この観点から見ると持続可能な資源循環や廃棄物削減に逆行する行為とみなされます。

でも、一方で住民にとって緊急性、公益性がある場合には、そうとも言えないというふうになっているんですね。だから、先ほどからいろいろおっしゃいましたよね。その建物を壊すことに壊して活用するというか、そういうことがどんだけ大事かみたいな、そういう公益性ですよ。公益性があればSDGsの精神に反しているとは言えないわけですよ、壊すことについても。

私は、本当に先ほど言いましたように、なぜだって令和4年でしょ、基本構想令和4年でしょ。それから今令和8年だから4年しかたっていないわけですよ。だから10年も20年もたったら考え方もいろいろ変わるし、状況も変わるだろうけど、たったそのくらいの数年の間でなぜ今おっしゃったような議論がなされて、その基本設計なんかに反映されなかったか不思議に思うんですよ。だから、もうこんな言い方をするのも失礼かと思えますけど、本当に場当たりのというか、そんな印象が否めません。

で、私はいろいろ今のやり方が正しいというふうに言われたんですけども、やっぱ高齢者の多額の寄附が投じられた学童保育室棟、まだ使えるそのもの、十分に活用できるそれは町民の財産なので、再度改めて計画を見直すということを求めたいと思います。

見解は同じかもしれませんが、改めてお聞きします。いかがでしょうか。同じだったら同じって言ってください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 答弁としましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、この多額の御寄附の趣旨十分に執行部も認識いたしております。しかし、今回の計画は子育て

て世帯、保護者にとってもよりよい計画であるということと、さらなる子育て環境の整備に向けた重要な政策というところは、先ほど答弁しましたとおりでございますので、寄附者の思いに反するものではございません。その御意思を継承するという意味で、今回の事業を粛々と進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員、4回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 執行部の見解は十分に分かりました。私は違います。このことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時41分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月17日

議 長

署名議員

署名議員